

農地の耕作目的での競売（公売）に対する買受適格証明について

倉敷市農業委員会

民事執行法又は国税徴収法による農地に係る競売（公売）の場合、農地法の規定との調整のため、当該土地の買受申出人は、農地法関係許可・届出受理権限庁の発行する買受適格証明書をもって参加する必要があります。

【買受適格証明手続】

- （１） 証明権限庁は
農地法による許可・届出に準じます。
- （２） 審査方法は
農地法による許可・届出に準じます。

参 考 競売（公売）後の申請手続

- （１） 許可・届出の申請形態について
買受人による単独申請
- （２） 申請書類について
買受適格証明願に添付した書類で内容に変更のないものは、その旨を申請書末尾に記載して添付を省略することができます。
競売等による最高価買受人であることを証する書面を添付してください。

※ なお、農地等の競落後において、農地法の許可申請・届出等がなされた場合で、買受適格証明交付時と事情が異なれば許可もしくは受理できない場合があります。

競売（公売）に対する買受適格証明願に必要なもの

- ☐ 1 買受適格証明願【様式】
- ☐ 2 買受適格証明願（別添）【様式】
- ☐ 3 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書に限ります。オンライン申請システムを利用した登記事項証明書は添付できません。）
- ☐ 4 住民票（権利を取得する者の世帯全員が確認できるもの）
- ☐ 5 申請地の位置図（都市計画図 1/5000 または 1/2500）
- ☐ 6 新規就農者の場合は営農計画書【様式】
- ☐ 7 権利を取得する者が法人にあっては法人登記簿謄本及び定款又は寄付行為
- ☐ 8 賃借権等が設定されている農地を賃借人等以外に譲渡する場合は今後一年以内に耕作することが可能となることを確認できる書面（賃借人等の同意書）
- ☐ 9 通作経路を示す図面（必要と認める場合）
- ☐ 10 その他参考資料
- ☐ 11 委任状（行政書士に申請にかかる権限等を委任する場合）

※証明願の提出は毎月 20 日前後が締切リです。（※受付締切日は毎月変動しますので、ホームページをご覧ください。）
毎月締切日までに提出された書類は、翌月の総会において可否を審議・決定します。

〔お問い合わせは〕⇒ 倉敷市農業委員会	本 庁 事 務 局	TEL086-426-3895
	児 島 駐 在	TEL086-473-4374
	玉 島 駐 在	TEL086-522-8126
	真 備 駐 在	TEL086-698-5042
	庄支所産業建設係	TEL086-462-1212
	茶屋町支所産業建設係	TEL086-428-0001
	船穂支所産業係	TEL086-552-5110